

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

# 意図しない 「定期購入」に注意!



サプリメントや漢方薬などの「定期購入」に関する相談が多く寄せられています。また、契約当事者の年齢は高い傾向にあります。

## 事 例

- ある商品を1個注文したかったものが、別の商品や複数月分の購入を勧められ、意図せず「定期購入」になっていた。
- 申込人が「定期購入」に関して理解していないのに契約したことになっていた。



● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



## 対 策

- 注文時に「定期購入」を勧誘されても、理解できなければ断りましょう。
- 家族や周りの人の見守りが大切です。同じものが定期的に届く、未使用品を大量に保管しているといったことがないか気を配りましょう。また、困っていたら解約の手助けをしましょう。
- 商品広告から電話注文する際は、商品の名称や価格などあらかじめ把握しておきましょう。内容が理解できない場合は一度電話を切り、再度慎重に検討することも大切です。
- トラブルにあったら、早めに消費生活センターに相談しましょう。